

佐賀県教育委員会告示第 5 号

佐賀県文化財保護条例(昭和 51 年佐賀県条例第 22 号)第 32 条第 1 項の規定により、佐賀県史跡として次のとおり指定する。

平成 28 年 4 月 28 日

佐賀県教育委員会教育長 古 谷 宏

佐賀県史跡

記号番号	種別	名称	員数	所在地	所有者
史第 53 号	佐賀県史跡	久里双水古墳	1 基	唐津市双水字サコ 2776 - 1、2778 - 8、 2774、又 2774、2778 - 9 及び 2776 - 1 と 2778 - 9、2774 及び又 2774 に挟まれた道路 敷 13,665 m ²	唐津市